# 人権救済条例の見直しによる新たな仕組み (人権尊重の社会づくり相談ネットワーク(仮称))について

「鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例」についての見直し検討委員会の提言を受けて、庁内の関係課による検討会議において対応策を検討し、同条例の代替策として、有識者の中立・専門的支援や専門機関の連携によって問題の解決を促進する相談体制を整備し、条例をもって根拠づけることが適当であるとの取りまとめを行いました。

# (1) 庁内検討会議の開催状況

検討分野	全体会	公務員	子ども	差別禁止	合計
開催回数	3回	2回	5回	4回	14回

# (2) 既存制度と他県制度の検討結果

- ①他県の個別救済制度においても、勧告等の措置は行われておらず、専ら理解促進と関係調整による対応が志向されている。
- ②既存制度によって関係調整や支援が行われ、解決が促進される余地は大きく、既存制度の機能を十分活用できる仕組みが重要。
- ③証拠のない表現行為などは既存制度のみならず、条例による救済制度においても対応 困難。

# (3) 意見書で検討を要することとされた事項の検討結果

- ① 既存制度による解決促進を基本とし、関係機関の連携の一層の促進などにより更なる解決支援を目指す。
- ② 人権相談窓口の専門相談員を充実し、専門相談員が第三者の立場から既存制度に対し公正公平な意見や提案をして、既存制度の第三者性の補強を図ることもひとつの方策。
- ③ 国、市町村の職員(教員を含む)の行為も対象
- ④ 差別の多くは、障害、同和問題等に対する理解不足と偏見によって生じるもの。一般施策による理解促進を図り、本質的な解決に導くことが適当
- ⑤ 表現行為への行政の関与は謙抑すべき
- ⑥ 差別の定義やその認定が容易ではなく、差別的取扱いについての行政の関与は慎重 であるべき。

#### (4) 人権相談窓口の運用状況

- ①相談者が求めていることは、「抱えている問題の整理」、「対応方法の助言、提案」、「関係機関への伝達や同行」。
- ②専門機関情報を紹介するだけでなく、きめ細かく支援策の調整役的援助を行うことによって、解決が促進できた例もある。
- ③市町村、企業も自主的な取組に協力的

# (5) 対応方針案

#### ア 対応方針

① 人権相談窓口の支援充実、専門機関の連携促進、有識者の中立・専門的支援を柱とする相談による支援を充実する仕組み(人権尊重の社会づくり相談ネットワーク(仮称))を構築し、関係者の理解や自主的な取組みを促進して問題の解決を図る。

② このことを条例で定めて、事業者、市町村、国等の協力を得た人権尊重の社会づくりの取組みとする。

# イ 新たな仕組み (人権尊重の社会づくり相談ネットワーク (仮称))

## (ア) 目的

- ①本質的な解決を促進
- ・責任の所在の判定だけでは表面的・一過性の決着にとどまることが懸念される。
- ・相互理解と自主的取組を支援する既存制度が多く存在し、これらの活用によって、本 質的な解決を副作用少なく導くことが可能となる。
- ②相談者のトータルな支援
- ・問題の解決には複数の方向性、方策が存在することが少なくなく、これらを相談者が 一人で熟知し判断することは容易ではなく、多様な相談支援制度などの社会資源を調 整し、支援する仕組みを提供することが重要
- ③利害関係のない第三者の支援に対するニーズに対応
- ・特に公務員の行為について利害関係のない第三者の支援が求められる事例がある。

## (イ) 要点

# A 人権相談窓口の支援充実(支援の調整)

①複数存在する支援策(解決方向・方策)の中から、望む解決に適するものを相談者 が活用できるよう援助

[例] 障害者の解雇・・・・職場復帰又は新職場への就労に係る支援調整

- ②支援策を迅速、適切に受けることができるよう、支援策の利活用をきめ細かく援助 「例」専門機関への相談に同行し状況等を代弁(公務員の場合、話合いの場の設定)
- ③支援の進行を把握し、継続して支援

[例] 専門機関の対応終了以降も相談者の意向を確認し、事情変更等に対応

# B 専門機関の連携促進

- ①ケース会議開催など複数の専門機関の連携を促進し、効果的、総合的な支援を推進 [例] 障害のある保護者からの相談について、学校、福祉機関等が連携して支援
- ②解決事例、頻発事例などを関係機関で共有し、専門機関による解決の促進と迅速適切な対応を図る。

[例] 新たな連絡会議、既存の連携組織活用による情報共有と対応策の検討

### C 専門相談員の拡充

- ①学校教育、福祉、医療、法律、差別などの各種有識者が直接相談者の相談に対応することによって、利害関係のない第三者の意見を求めるニーズに応える。
  - [例] 公務員の行為(窓口、施設、学校等)に関する相談を、利害関係のない専門 相談員が公平な立場から直接聴き、助言
- ②専門的な識見に基づいて、解決の方向性、方策を助言し、相談者を適切に支援し、 専門機関の適切な対応を促進する。
- ③拡充の例

既存	法律、精神医療、臨床心理、同和問題、子どもの虐待、外国人、高齢者
拡充	①新設:教育、福祉、DV ②配置の拡大:同和問題、外国人